

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の取組の方針

平 成 1 5 年 7 月 1 日

政策評価・独立行政法人評価委員会決定

前文

独立行政法人については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 1 項により、主務大臣が、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

当委員会は、独立行政法人通則法第 35 条第 3 項により、主務大臣が独立行政法人について上記の見直しのための検討を行うに当たって、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととなる。当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、この主務大臣による検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であると認識している。

本方針は、このような認識に基づき、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものであり、当委員会としては、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、実効性ある勧告を行うことができるよう、本方針に沿って積極的な取組を行ってまいらる所

存である。また、本方針については、勧告の実効性を一層高めるべく、今後、当委員会の勧告、主務大臣の見直し等の実績を踏まえるとともに、各方面の御意見をも伺いつつ、適時に必要な改善を行ってまいりたい。

なお、現在、政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」（平成 11 年 6 月 9 日衆議院行政改革に関する特別委員会）及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」（平成 11 年 7 月 8 日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）に基づき、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討が行われているところであり、その検討に当たって、本方針が適切に活用されることを期待する。また、同基準においては、各独立行政法人の事務及び事業の見直しが、その効果を真に発揮することができるようにするとの観点から、独立行政法人の廃止、民営化を含めた組織の見直しのための基準が盛り込まれることが望まれる。

さらに、各府省の独立行政法人評価委員会が、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、本方針が参考となることを期待する。

目 次

	頁
1 基本的考え方	1
(1) 勧告の位置付け及び性格	1
(2) 検討の基本的な考え方	1
2 勧告の時期	2
3 検討の視点等	3
＜共通の視点＞	4
(1) 事務及び事業の在り方に関する視点	4
(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点・・・	5
(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点・・・	7
(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	8
4 検討の手順	9
(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査	9
(2) 具体的な措置の検討	10
＜独立行政法人の事務及び事業について想定される措置＞	11
5 透明性の確保及びフォローアップの実施	11

1 基本的考え方

(1) 勧告の位置付け及び性格

独立行政法人のすべての業務については、各府省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）と、これらの結果に対する当委員会の評価を通じて、逐次改善が図られることとされている。さらに、中期目標の期間の終了時には、これらに加えて、独立行政法人の組織及び業務の全般について、主務大臣による抜本的な検討が行われることとされている。

当委員会は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に対し勧告（以下単に「勧告」という。）することができるとされており、この勧告は、主務大臣による抜本的な検討のための重要な要素となるものと位置付けられる。

また、本勧告は、年度評価及び中期目標期間評価に対する当委員会の意見とは異なり、各府省の独立行政法人評価委員会による第1次的な判断を前提に当委員会が第2次的な判断を行うという性格のものではなく、年度評価の結果について評価を行う際に得られた情報、新たに収集した情報等を基に、当委員会が、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、自ら直接判断を行うという性格のものである。

(2) 検討の基本的な考え方

当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し勧告することができるとされているが、当該独立行政法人が担う事務及び事業の全体に着目することなく、その一部の事務及び事業のみを主要な事務及び事業としてあらかじめ取り出し、局所的に改廃措置を検討するという手法では、木を見て森を見ない勧告を行うこととなりかねず、適当ではない。

また、そもそも、独立行政法人によって業種、規模、中期目標・中期計画の規定振り等に相当程度の幅があるため、独立行政法人が行う主要な事務及び事業を一定の基準であらかじめ取り出し、それを勧告のための検討の対象として特定しておくのは、形式的・画一的すぎるものとする。

したがって、当委員会としては、まず、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体についてその改善の必要性に関する検討を大づかみに行うこととし、その結果、必要と認められる改善の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じ、改善の鍵となるべき独立行政法人の主要な事務及び事業を的確に把握して、その具体的改廃措置の検討を集中的・重点的に行い、これを踏まえて、主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うという手法を採用することとする。

なお、上記の検討に当たっては、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、独立行政法人の作業負担をできるだけ軽減するものとする。

2 勧告の時期

主務大臣は、中期目標の期間の終了後に、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる定期的な検討を行い、その結果に基づき、関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、

独立行政法人に対する予算措置の見直し等所要の措置を講ずることとなるが、当該措置を講ずる時点では、各独立行政法人において既に新たな中期目標の達成に向けた業務運営が開始されている状況にある。

このため、主務大臣による見直しを実効性あるものとするためには、見直すべき組織及び業務が、新たな中期目標の下で長期間にわたってそのままの形で存続することとならないよう、主務大臣による所要の措置ができる限り早期に実施される必要がある。

したがって、主務大臣による検討のための重要な要素となる当委員会の勧告についても、これを行う場合には、原則として、遅くとも新たな中期目標の期間の二年度目には、勧告の内容を具体化することが可能となるよう、中期目標の期間の終了後、できるだけ速やかに行うこととすべきである。

3 検討の視点等

当委員会は、以下の共通の視点及び個別の独立行政法人の特性（以下「視点及び特性」という。）を踏まえ、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体について改善の必要性に関する検討を大づかみに行うとともに、改善の鍵となる事務及び事業の把握・改廃措置の検討を深めていくものとする。また、このような方針の下に、独立行政法人の個々の事務及び事業に関し、当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠（特に、その根拠となる財務データを含む定量的指標やほかの組織における優良事例との比較分析結果）を適時に把握するとともに、可能な限り客観的かつ具体的な資料、データ等を入手し、活用するものとする。

なお、特に、中期目標に基づく「新しい知の創出が期待される」研

究開発については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することとならないようにする等、事務及び事業の目的、内容等に応じた適切な視点からも検討を行うものとする。

＜共通の視点＞

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

【政策目的の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。当該目的が既に達成されているのではないか。あるいは、当該事務及び事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている、当該目的を達成する上で、当該事務及び事業の有効性が低下している、ほかに想定される手法の方が有効性が高い等の状況が生じていないか。

【社会経済情勢の変化の状況】

- ・ 当該事務及び事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。

【国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係】

- ・ 当該事務及び事業により、どのような効果があるか。それが確実に実施されない場合に、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。また、当該事務及び事業を、国が関与しない業務とした場合に、どのような問題が生じるか。

【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】

- ・ 当該事務及び事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。当該事務及び事業は、それらの者の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。また、当該事務及び事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況が生じていないか。

② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

【制度的独占の必要性】

- ・ 制度的独占により行われている事務及び事業の場合、当該事務及び事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業への参入を認めた場合にどのような問題が生じるか。当該独立行政法人が担っていた事務及び事業を、ほかの主体と競争的に行う事務及び事業とする、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務及び事業とする等制度的な独占を廃した場合に、どのような問題が生じるか。

(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点

【現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係】

- ・ 当該独立行政法人の設立目的は何か。当該事務及び事業と設立目的はどのように対応しているか。当該事務及び事業を、当該独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の財務状況】

- ・ 当該事務及び事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独

立行政法人の設立時以降及び前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。当該事務及び事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。当該事務及び事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。

【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】

- ・ 国、当該事務及び事業を担う独立行政法人、当該事務及び事業と関連する又はそれと類似する国の事務及び事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。それは、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように変化しているか。現行の分担関係には、どのような効果があるか。当該事務及び事業について国と独立行政法人との間の分担関係を改める、独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】

- ・ 当該事務及び事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務及び事業とした場合に、どのような問題が生じるか。
- ・ 特定独立行政法人の事務及び事業の場合、当該事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。公務員以外の者が担当することとした場合に、どのような問題が生じるか。

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

【効率化、質の向上等の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。当該事務及び事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。当該事務及び事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。

【効率化、質の向上等に係る指標等の動向】

- ・ 独立行政法人内で当該事務及び事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。また、当該指標は、当該独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように推移しているか。
- ・ 特に、財務状況については、当該事務及び事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。当該事務及び事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。

当該事務及び事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、当該事務及び事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合に、良好であると言えるか。

【勘定区分の機能状況】

- ・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

【受益者負担の在り方】

- ・ 利用者、顧客、受益者等から事務及び事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。当該事務及び事業について、対価を徴収することとした場合に、どのような問題が発生するか。また、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、その見直しが必要となっていないか。

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

【過去の見直しの経緯及び効果】

- ・ 当該事務及び事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようなになっているのか。各見直しのねらいはどのようなになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。また、その効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。
- ・ 当該事務及び事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。また、当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。

4 検討の手順

(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査

当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会が行う年度評価の結果についての評価を行う際に、当該年度評価の結果の中に示されている独立行政法人の業務の在り方等の方向について精査を行い、必要と認められる意見を述べることとしている（「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」（平成 14 年 12 月 政策評価・独立行政法人評価委員会）参照）。

当委員会としては、当該精査を、中期目標の期間の終了時における勧告に向けた検討の一環としても位置付け、視点及び特性をも踏まえつつこれを行うこととする。その結果、独立行政法人の事務及び事業の全体について必要と認められる改善の方向性や、その改善の鍵となるものとして、中期目標の期間の終了時における勧告に向けて当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業が見いだされた場合には、年度評価の結果について意見を述べる際に、別途、当該改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業が見いだされた旨の指摘を併せて行うものとする。

特に、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価（中期目標の期間の最終年度の前年度の業務の実績に関する評価）の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する上記の指摘を行う場合には、可能な限り具体的な指摘を行うものとする。

また、このような指摘を行った場合は、これに対する当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解

の具体的根拠を把握するものとする。

(2) 具体的な措置の検討

当委員会は、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する具体的な指摘を行った場合、以後の勧告のための検討を的確に行うため、当該事務及び事業について、所要の情報収集、各方面の意見聴取等を迅速かつ積極的に行うものとする。

その際、当該事務及び事業の中期目標の期間を通じた実績の把握を行う場合その他必要な場合には、独立行政法人の長又はその主務大臣に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要請するものとする。また、特に必要な場合においては、独立行政法人の長及び主務大臣以外の者に対しても、必要な協力を要請するものとする。

当委員会としては、これらの情報収集等や年度評価の結果についての評価を通じて得られた情報等に基づき、視点及び特性に沿って検討を深め、必要と認められる場合には、独立行政法人の事務及び事業の改廃に関し、以下に掲げるような措置について、できるだけ具体的な勧告を行うものとする。

また、その検討の際には、独立行政法人の事務及び事業に関連する政策評価の結果を考慮に入れるとともに、関連する内閣の方針、総務省が行う行政評価・監視の結果等を踏まえるものとする。

なお、中期目標の期間の最終年度に実施した年度評価についての意見を述べた後に、勧告に向けて改廃についての検討を行う必要性が緊急に生じた事務及び事業についても、上記に準じて検討を進め、必要な勧告を行うものとする。

＜独立行政法人の事務及び事業について想定される措置＞

- 事務及び事業の廃止
- 民間又は地方公共団体への移管
- 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- 事務及び事業のほかの独立行政法人又は国への移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- 市場テスト（事務及び事業について、民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

5 透明性の確保及びフォローアップの実施

当委員会が、年度評価の結果についての意見を述べる際に、改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する指摘を行った場合は、当該指摘の内容を速やかに公表するものとする。

また、当委員会が、主務大臣に対して勧告を行った場合には、その実効性を確保する観点から、関係独立行政法人、関係独立行政法人評価委員会及び独立行政法人関係制度を所管する関係府省にその写しを

送付するとともに、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。
以上に加えて、当委員会が、勧告のための検討において用いた独立行政法人の個々の事務及び事業に関する当該独立行政法人、各府省及び各府省の独立行政法人評価委員会の見解及びその根拠、関係資料、データ等についても、これを適時に公表するものとする。

さらに、当委員会は、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の組織及び業務の見直しのための措置として行われた関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置等において、当委員会の勧告の内容の反映状況等について、逐次フォローアップを行うとともに、その結果を公表する。